

国保財政健全化計画の実施状況等について

1. 背景等

平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、改正後の国民健康保険法に基づき、都道府県は、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、「都道府県国民健康保険運営方針」を定めることとされた。

これに伴い、多くの自治体で一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金により、財政均衡を保ってきた現状を改善するため、東京都では運営方針において、「都は解消・削減すべき赤字の要因分析や必要な対策の整理を行うとともに、各区市町村は計画的・段階的に赤字を解消・削減するもの」と明記されたところである。

市では、令和2年3月に定量的な削減目標を盛り込んだ国保財政健全化計画を策定した。

2. 計画の根拠規定等

①「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要である。しかしながら実際には、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状がある。

このため、都道府県は、国保運営方針に市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めることとしている。(通知より抜粋)

②東京都国民健康保険運営方針(令和2年12月東京都策定)

赤字区市町村については、「区市町村国保財政健全化計画」に基づき、計画的・段階的に解消・削減すべき赤字を解消・削減するものとする。(運営方針抜粋)

3. 解消・削減すべき赤字の定義

解消・削減すべき赤字は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の額」と「繰上充用金の増加額」の合計額とする。

決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の額とは、毎年度、国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」等に該当するものである。

4. 市の方針・目標

・基本方針

①出来る限り市民生活への影響に配慮した取組を進める。

②社会経済情勢や制度の見直しなどに的確に対応する柔軟性のある取組とする。

③狛江市国民健康保険運営協議会において検証を行い、必要に応じて、見直しを行う。

・目標

解消・削減すべき法定外繰入金を2年ごとの国民健康保険税率の改定により、長期的な視点に立って解消を図る。(14年間)

狛江市国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）

－計画策定時削減予定額と令和2年度実績値反映後の法定外繰入金残額－

- 令和2年度について、0.55億円の削減予定を想定していたが、0.61億円増加してしまう結果となった。
- 令和3年度以降は、当初の削減予定を想定し積算している。
- 結果として、最後の令和14年度に1.16億円の法定外繰入金残額が生じている。

（金額：億円）

法定外繰入金	解消年数	年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4.04	14年	削減予定額	—	0.55	0.15	0.49	0.11	0.48
		法定外繰入金残額	4.04	3.49	3.34	2.85	2.74	2.26
令和2年度 実績値反映		削減予定額	—	<u>-0.61</u>	0.15	0.49	0.11	0.48
		法定外繰入金残額	4.04	4.65	4.50	4.01	3.90	3.42

↑ 東京都に提出している計画期間 ↓

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
0.10	0.48	0.10	0.47	0.09	0.47	0.09	0.46
2.16	1.68	1.58	1.11	1.02	0.55	0.46	—
0.10	0.48	0.10	0.47	0.09	0.47	0.09	0.46
3.32	2.84	2.74	2.27	2.18	1.71	1.62	<u>1.16</u>